

後見制度について（15） ～任意後見制度⑧～

任意後見制度を身近に感じていただくために、64歳女性A子さんを主人公にした事例の7回目をお話しします。

身寄りのないA子さん、発語もままならず、意思疎通も困難な状況となってしまったため、家庭裁判所の手続きを経て、OAG ライフサポートがA子さんの任意後見人に正式に就任し、同時に、家庭裁判所が選任したB弁護士が、A子さんの任意後見監督人に就任しました。



後見人にとって一番大変なのは、就任直後です。金融機関を回ってそれぞれ金融機関ごとに後見人届出の手続きを行い、年金などの収入面についても調べ上げて、財産状況や収支状況を確認します。その上で、A子さんの場合は、前回お話ししたように借りていた賃貸マンションの解約手続きをするとともに、財産状況や収支状況を勘案して療養先の選定をしなければなりません。

救急搬送により運び込まれた急性期の病院では、治療が終われば、退院を迫られます。その後、自宅でひとり暮らしをすることは不可能なので、療養型病院に長期入院するか、医療上の対応が可能な高齢者向け施設に入居するかという選択になります。

A子さんの状態で介護付きの高齢者向け施設に入居する場合には、介護保険の認定が不可欠です。介護保険の認定は、原則65歳以上ですが、厚労省が定める「特定疾病」に該当すれば、65歳未満であっても、第2号被保険者として介護保険の認定対象となります。具体的には、ガン末期、関節リウマチ、ALS、若年性認知症、パーキンソン病、脳血管疾患（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血）などが該当します。

こうした介護認定も自動的に認定されるわけではなく、当然、申請が必要になります。事前に代理権を得ている任意後見人が就任しているのであれば、後見人として、介護認定を申請することとなります。

OAGライフサポートは、A子さんの介護認定申請を、かなり早い時期から進めていましたので、退院後の療養先の選択肢として介護付きの高齢者向け施設を考慮する際も、大変スムーズでした。

もしA子さんが、自分の口から食べ物を摂取できない状況であれば、栄養を管から摂取して療養型病院に転院するか、胃ろう造設術を行って胃に開けた穴から栄養を摂取できるようにして介護付き高齢者向け施設に入居するかのどちらかになったことでしょう。

幸いにもA子さんは、ほとんど発語はなく意思疎通は難しくても、介助を行えば口からの栄養摂取が可能な状態だったのです。

今回は、A子さんの療養先選定について詳しくご説明します。